第4次 吹田市 地域福祉計画 別冊資料

第4次地域福祉計画は、計画本編と別冊資料に分冊しています。 計画本編では市の考え方や方針・方向性を集約しており、また、別冊資料は計画策定 に必要な資料や数値等をまとめています。



| ■第 章 市の沿革と地域の特性 | ١ |
|---|-----|
| Ⅰ 市の沿革 | ١ |
| 2 地域の特性(ブロック別) | 2 |
| ■第2章 第3次吹田市地域福祉計画における重点施策の主な取組状況 | 4 |
| □重点施策∣:お互いの顔の見える関係づくり ~地域住民間の交流の促進~ | |
| □重点施策 2:地域福祉にふれられる学習機会の充実 ~人権意識、福祉意識の向上~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| □重点施策3:福祉活動の担い手づくり ~地域福祉活動への参加の促進~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| □重点施策 4:災害に備える支え合いの仕組みづくり ~災害時要援護者への支援~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| □重点施策 5:意思が尊重され自分らしく暮らすために | |
| ~権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| ■第3章 統計データにみる本市の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 人口動向、世帯構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2 支援を必要とする人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3 相談等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■第4章 本市における地域活動の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ١. |
| | |
| 地区福祉委員会 | |
| 2 民生委員・児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3 自治会活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 4 高齢クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5 ボランティア・NPO活動など | 1./ |
| ■第5章 計画策定の取組 | 19 |
| Ⅰ 地域福祉に関する実態調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |
| 2 地域福祉市民フォーラムの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| ■第6章 第4次吹田市地域福祉計画の評価指標 | 38 |
| ■基本目標 公民協働による地域福祉活動の推進 | |
| ■基本目標 2 総合的支援のネットワークの構築 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| ■基本目標 3 地域福祉活動推進の基盤整備 | |
| ■ 全年日かり 20%間単行列正定∨2全重正開 | - 1 |
| 参考資料 相談支援機関一覧 | ΉI |
| 用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 56 |



第1章 市の沿革と地域の特性

1 市の沿革

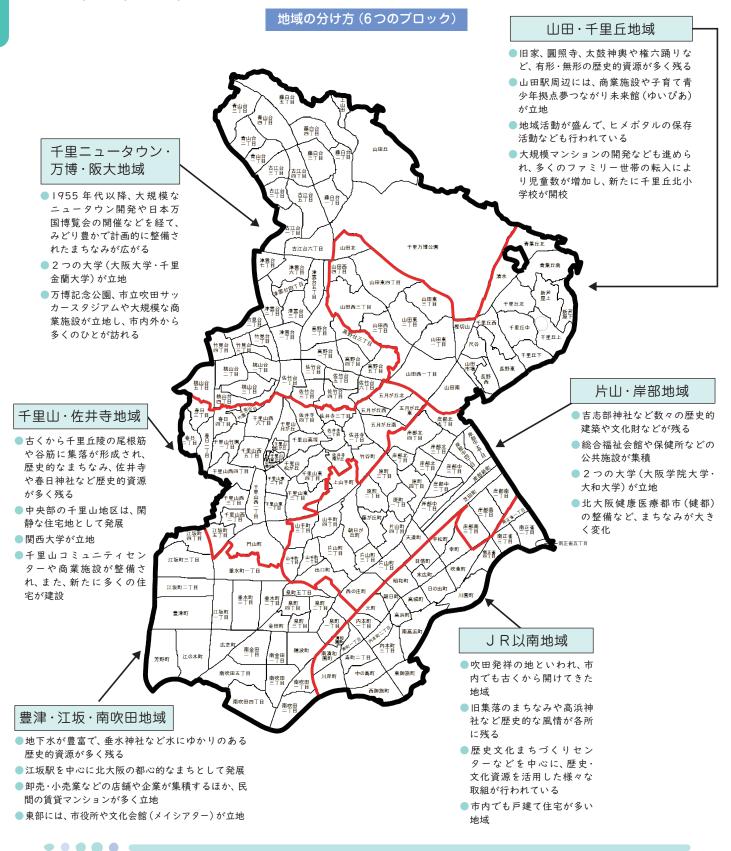
本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、 工業や商業が集積する地域など、様々な特性をもった地域から成り立っています。かつて東洋一と いわれた吹田操車場跡地は、北大阪健康医療都市(健都)に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざ した先進的な取組が進められています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちび らきから 50 年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。 また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩い の場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設さ れ、市内外から多くの人が訪れています。さらに、市内には大阪大学、大阪学院大学、関西大学、 千里金蘭大学、大和大学の5つの大学と民族学博物館が立地しており、学生の数は 46,523 人で府 内第 | 位*であるなど、全国でも有数の「大学のあるまち」となっています。そして、2020 年 4 月 1日には中核市への移行と市制施行80周年を迎え、本市はこれからも先人の英知や努力のもと発展 を続け、さらなる飛躍を遂げようとしています。

様々な市街地形成の経過や地理的条件をもつ個性豊かな地域で構成される本市は、その大部分を 住宅地が占め、そこに暮らす人たちによって特色あるコミュニティが形成され、様々な地域資源を 生かしながら、今も活発な地域福祉活動が展開されています。

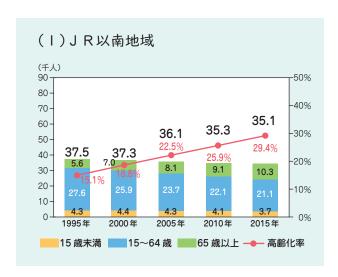
このような、高い地域力と市民力は本市の特徴であり強みといえます。

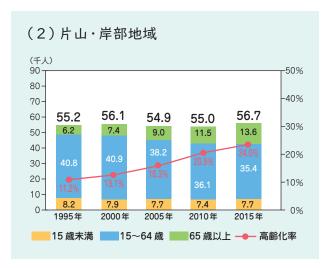
2 地域の特性(ブロック別)

地域福祉の推進においては、取組内容に応じて様々に圏域が設定されます。ここでは、地域に関する基礎的な情報を伝えるための一例として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

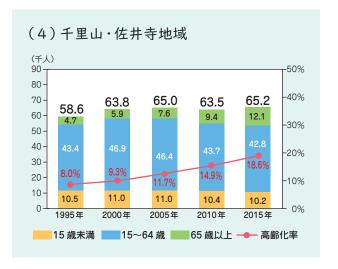


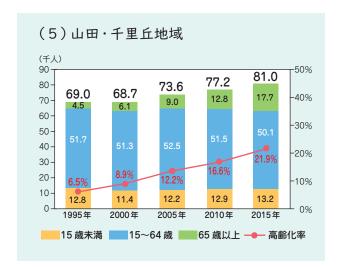
人口及び高齢化率の推移

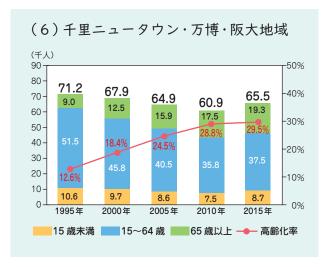












資料:吹田市第4次総合計画



第2章 第3次吹田市地域福祉計画における 重点施策の主な取組状況



第3次地域福祉計画については、地域住民、関係機関及び事業者とともに計画期間の中間年に同 計画の進捗状況の点検・評価を行い、吹田市地域福祉計画推進委員会での確認・審議を経たうえで、 2019年3月に「第3次吹田市地域福祉計画中間報告書」としてとりまとめました。

ここでは中間報告書の内容のうち、重点施策についての主な取組状況を示しています。 なお、中間報告書については、市ホームページにすべての内容を掲載しています。

重点施策 1 お互いの顔の見える関係づくり ~地域住民間の交流の促進~

| 取組状況 | 取組内容 |
|-------------------|--|
| 自治会未加入者への 情報発信 | ●自治会未加入者への啓発として、市報すいたやホームページにて加入促進記事の掲載を行い、転入者には、自治会活動を紹介したリーフレットの窓口での配布等を行っています。●自治会活動を知っていただくきっかけの一つとして、若い世代にも関心の高いイベントである地域の夏祭りについて、自治会の協力を得て、市のホームページに公開しました。 |
| 活動の担い手への情報発信 | ●自治会加入者への支援として、活動の手引きとなるハンドブックを作成し、吹田市自治基本条例に基づき設置されている市民自治推進委員会においては、市内外の先進的な取組を紹介した取組事例集を作成しました。 ●これらは、市のホームページへ掲載するとともに、窓口でも配布しています。 |

重点施策2 地域福祉にふれられる学習機会の充実 ~人権意識、福祉意識の向上~

| | 取組状況 | 取組内容 |
|---|-----------------------------------|--|
| ア | 地域福祉市民 フォーラム、福祉に 関する意識啓発の開催 | ●市民とともに地域福祉を考える場として毎年開催しています。テーマは社会情勢を勘案し、関心の高い問題について取上げることや、周知方法や開催場所を工夫するなど多くの市民が参加できるようにしています。 |
| 1 | 福祉に関する 意識啓発 | ●普段、福祉に触れる機会の少ない人が福祉に関心を持ち、身近に触れる機会を創出することを目的に2017年度から実施しています。 |
| | | ●子育て世代から高齢者など様々な世代の人が訪れるイベントなどに福祉に関するブースを出展し、大学生と連携した取組や、吹田市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のPR活動を行いました。 |

重点施策3 福祉活動の担い手づくり ~地域福祉活動への参加の促進~

| 取組状況 | 取組内容 |
|--|--|
| ア 「e Nカレッジすいた」 などによる地域人材 育成 | ●「地域や社会の役に立ちたい」「家族や仕事以外のつながりがほしい」そんな思いを共有しながら、ソーシャルな生き方について考える講座で、活動を始めるための知識やコミュニケーションスキル、ボランティア体験などを通じて、新しい生き方を見つける講座です。これまでに5回開講し、毎回20名ほどの方が受講され、年代も様々です。 ●単発短時間で参加できる「ぷちボラ」のメニューも多く設け、地域で行うボランティア体験の機会を提供しています。 |
| イ 市民公益活動促進 補助金や地域住民 居場所づくり活動 補助金による財政 支援 | 市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取り組む自主的、公益的な事業に対して補助金による支援を行っています。 これまでに高齢者、障がい者、子供の支援に取り組む事業や環境の保全に取り組む事業、地域住民が集うことのできる居場所づくり事業など、様々な活動に支援してきました。 |
| ウ 吹田市社会福祉協議会、 地区福祉委員会の活動 への支援 | ●地域福祉の重要な担い手である吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動に対し補助金を交付しています。吹田市社会福祉協議会では、各種ボランティア団体と連携し、将来の担い手となりえる小・中学校の児童や生徒を対象に点字体験、車いす体験などの「福祉教育」を実施しています。 |
| | ●地区福祉委員会が実施する「いきいきサロン」や「子育てサロン」などの 小地域ネットワーク活動については、参加者が後に運営側として参画す る例もあり、新たな担い手の獲得にも寄与する取組となっています。 |

重点施策4 災害に備える支え合いの仕組みづくり ~災害時要援護者への支援~

| 取組状況 | 取組内容 |
|---------------------|---|
| ア 災害時要援護者への 支援体制の充実 | ●災害時要援護者名簿は、災害対策基本法(2013年)の改正により 従来の「手上同意方式」から、「行政情報集約方式」に変更*となり ました。名簿の対象者には文書の送付や市報、ホームページ等を通 じて制度の周知を行いました。 |
| | ●2019年 月末時点で「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」を6地区と交わしています。 |
| | ●災害時に一般の避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する福祉避難所の指定を行っています。 2019年1月末時点で29施設が福祉避難所に指定されています。 |

[※]要援護者の登録については、過去には市報等により広く制度を周知するとともに、登録を呼びかける「手上げ方式」と、地域支援組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや事業所等から直接、要援護者へ働きかけ、登録の呼びかけ及び勧奨をする「同意方式」を併用。災害対策基本法の改正(2013年6月)以降、市が対象者の範囲を定めて名簿を作成する「行政情報集約方式」に、これまでの「手上げ・同意方式」を加えた災害時要援護者登録制度として取り組んでいます。

重点施策5 意思が尊重され自分らしく暮らすために~権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止~

| 取組状況 | 取組内容 | | |
|----------------|---|--|--|
| ア Wリボンプロジェクト | ●毎年 II 月は、女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間であるため、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しています。 ●Wリボンキャンペーンとして、市立吹田サッカースタジアムにおいてWリボン横断幕を掲げ、フラッグベアラーを行い、エキスポシティ内にある観覧車をWリボンカラーにライトアップしました。 | | |
| イ 認知症に関する理解の促進 | (ア)認知症サポーター養成講座 ●市民に正しく認知症を理解していただくために、「認知症サポーター養成講座」を、市民・大学生向け、小・中学校向け、市職員向け、金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けに積極的に進めています。2018年12月末、認知症サポーター(以下「サポーター」という。)養成数が24,256人となり、2018年度末の目標23,900人を達成しました。 ●養成講座の開催や認知症カフェの開設等、具体的な活動を行う人もおられますが、まだまだその数は少ないのが現状です。サポーターが具体的な活動に繋がるように、2017年度からグループホームでの実習を開始しました。 (イ)認知症地域サポート事業 | | |
| | (イ)認知症地域サポート事業 ■認知症の人や家族の立場に立った支援を考える具体的取組として、地域住民が主体となって実行委員会を設置し、地域で徘徊高齢者役の人を探して声をかける「徘徊高齢者捜索模擬訓練」を実施し、地域で高齢者を支える人たちのネットワークづくりに取り組んでいます。2018年度も2か所で実施することができました。 | | |
| ウ 成年後見制度利用支援 | 成年後見制度に関する市民向け啓発チラシの作成や、事業者向けに成年後見制度の説明を行い、パンフレットを配布する等の広報に努めました。 地域包括支援センターの総合相談件数のうち、成年後見制度関係は2017年度で863件、2018年度の上半期で486件あり、本人申立や親族申立の支援を中心に、成年後見制度利用に関する相談に対応しています。 成年後見制度利用支援事業では、成年後見人等に対する報酬費助成の件数が増加しています。低所得等の理由があっても安心して成年後見制度が利用できるように、制度内容の充実に努めています。 | | |

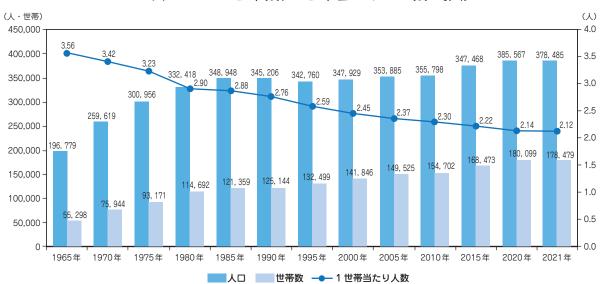


第3章 統計データにみる本市の状況

1 人口動向、世帯構造の変化

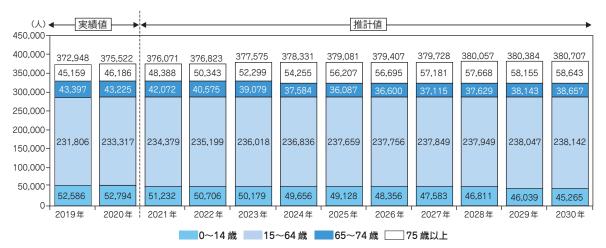
本市の人口は、1985年にかけて大幅に増加しました。その後は緩やかに減少していましたが、 1995年からは増加傾向にあります。2010年から2015年にかけては、千里ニュータウンにおける 住宅開発を主な要因として大幅に増加しており、2021年には378,485人となっています。

世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、2021年には 178.479世帯となり、1世帯当たりの人員は2.12人となっています。



人口·世帯数、I世帯当たりの人数の推移

資料:2020年までは国勢調査(各年10月1日現在)、2021年は住民基本台帳人口(9月末現在)



(参考)人口推移 図2

資料:2019年、2020年は住民基本台帳人口(9月末現在)、2021年以降は住民基本台帳に基づくコーホート 要因法による推計値

年齢4区分別の人口構成比をみると、「0~14歳」と「15~64歳」はおおむね減少傾向にあり、 総人口に占める割合も減ってきていますが、「65~74歳」と「75歳以上」はともに増加傾向にあり、 本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

2.5% 1985年 23.2% 70.3% 0.1% 4.6% 3.2% 0.4% 1990年 18.9% 73.0% 1995年 15.5% 6.4% 3.7% 0.4% 74.0% 2000年 14.7% 8.3% 4.6% 0.2% 72.3% 2005年 14.4% 68.8% 6.3% 0.7% 2010年 14.1% 65.9% 8.5% 0.4% 2015年 13.7% 62.0% 10.3% 1.8% 2020年 13.5% 60.0% 11.9% 3.6% 2021年 13.9% 62.3% 12.3% 0.0% 0~14 歳 15~64 歳 65~74 歳 75 歳以上 年齢不詳

図3 年龄4区分別人口推移

資料:2020年までは国勢調査(各年10月1日現在)、2021年は住民基本台帳人口(9月末現在)

世帯構成の状況をみると、単身世帯が増えており、2020年には41.8%となっており、そのうち、65歳以上の高齢単身世帯は 11.0%となっています。高齢夫婦世帯は 9.5%であり、高齢単身世帯と合わせると20.5%となっています。

母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は 1.0%となっています。

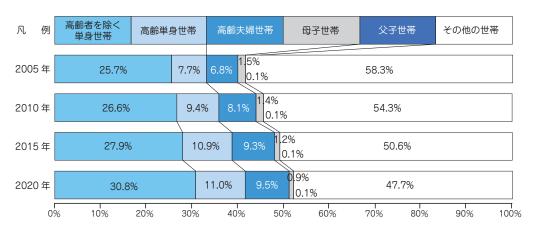


図4 世帯構成の状況

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

※高齢夫婦世帯:夫・妻とも65歳以上の夫婦のみの世帯

• • • • • •

※母子世帯・父子世帯:未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯

2 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者

2020年の高齢夫婦世帯は17,178 世帯であり、高齢単身世帯は19,773 世帯となっています。

近年、高齢夫婦世帯と高齢単身世 帯はともに増加傾向にあります。

図5 高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯数の推移



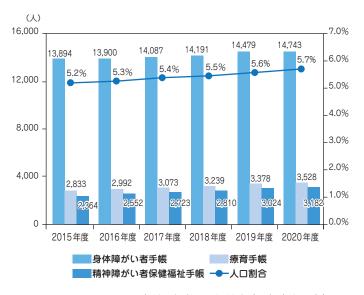
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 障がい者手帳所持者

• • • • • **—**

障がい者手帳の所持者の状況をみると、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、いずれも毎年増加しています。

図6 障がい者手帳所持者数の推移



資料:市障がい福祉室(各年度末現在)

(3) ひとり親世帯

2020年の母子世帯は1,638世帯、 父子世帯は172世帯となっています。母子・父子世帯とも2015年に比 べて減少しており、ひとり親世帯の 割合も低下傾向にあります。

図7 ひとり親世帯数の推移



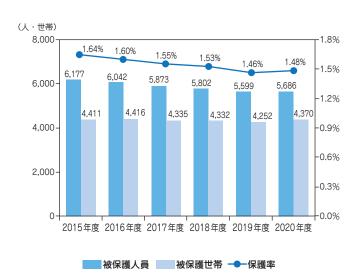
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(4)被生活保護世帯・人員

• • • • • •

被生活保護世帯・人員とも減少傾向にありましたが、2020年度で被生活保護人員は5,686人、被保護世帯が4,370世帯となり、増加に転じています。

図8 被生活保護世帯及び人員、保護率の推移



資料:市生活福祉室(各年度末現在)

(5) 完全失業者

2015年の完全失業者数は6,944 人となっており、2010年に比べて 3,545人減少しています。

完全失業率は4.03%で2010年に 比べて2.16%低下しています。

図9 完全失業者と完全失業率の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 要介護認定者

2020年度の介護保険の要介護·要支援認定者数は、合わせて17,452人となっており、前年度に比べ増加しています。

図10 介護保険要介護・要支援認定者数の推移



資料:市高齢福祉室(各年度末現在)

3 相談等への対応

(1) 総合相談支援

高齢者の地域での生活における介護や福祉などに関する相談に対応するため、地域包括支援センターが16か所に設置されています。(2020年度現在・基幹型地域包括支援センターを含む)

地域包括支援センターにおける高齢者などからの総合相談支援の件数は、2020年度は25,430件となっており、近年大きく増えています。

図 | | 総合相談支援件数の推移

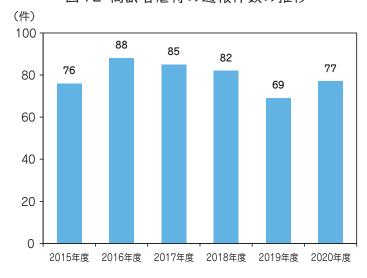


(2) 高齢者虐待の相談

高齢者虐待に関する相談は、市役 所高齢福祉室をはじめ、地域包括支 援センターでも対応しています。

2020年度の通報件数は77件となっています。

図 12 高齢者虐待の通報件数の推移



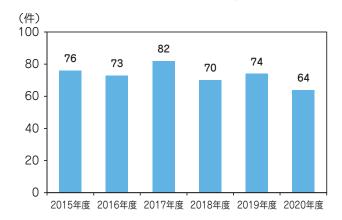
資料:市高齢福祉室(各年度末現在)

(3) 障がい者虐待の相談

障がい者虐待などに関する相談は、 市役所障がい福祉室(虐待防止セン ター)をはじめ、障がい者相談支援 センターでも対応しています。

2020年度の通報件数は64件となっています。

図13 障がい者虐待の通報件数の推移



資料: 市障がい福祉室(各年度末現在)

(4)DV(ドメスティック・バイ オレンス)相談

本市では、2011年度から配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立を支援するため、すいたストップDVステーション(DV相談室)を開設し、総合相談に対応しています。

2020年度の相談件数は857件となっています。

図 14 DV相談件数の推移



資料: すいたストップDVステーション(DV相談室) (各年度末現在)

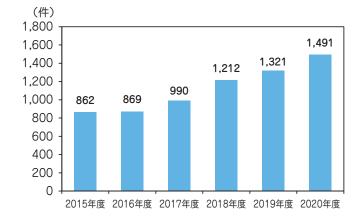
(5) 児童虐待相談

• • • • • **-**

児童虐待に関する相談は、市役所 家庭児童相談室をはじめ、大阪府吹 田子ども家庭センターなどで対応し ています。

相談件数は、2020年度は1,491件 となっています。

図 15 児童虐待相談件数の推移



資料:市家庭児童相談室(各年度末現在)



第4章 本市における地域活動の状況

身近な地域の人々との日常の挨拶や交流、ちょっとした助け合いは、日々の暮らしに安心と潤い をもたらしてくれます。住民同士の支え合いや交流の取組は、主に地区福祉委員会や自治会の活動 などを中心に展開されています。ボランティアやNPOなどの団体によっても、様々な目的に沿っ て地域の活動が行われています。

本市は市民活動が盛んです。自ら考え、行動する地域住民が、地域福祉の原動力となっています。

1 地区福祉委員会

地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブ など地域の様々な団体から参加する人や、 民生委員・児童委員、ボランティアなどで 構成され、地域福祉の推進をめざす吹田市 社会福祉協議会の実践組織として、おおむ ね小学校区に33 委員会が設置されていま す。

各地区で住民が主体となって、知恵と力 を出し合い展開する助け合い・支え合い活 動を通して、住みよい福祉のまちづくりに 積極的に取り組んでいます。

見守り声かけ活動や配食サービスなどの 個別援助活動とふれあい昼食会、いきいき サロン、子育てサロン、世代間交流などの グループ援助活動からなる「小地域ネット ワーク活動」を中心に地域の特徴や実情に 合わせた活動を展開しています。

また、新たに取組を進めている「緊急時 安否確認(かぎ預かり)事業」は、見守り 声かけ活動の延長となるもので、異変に気 付いた際に早期発見・早期対応する仕組み です。協力施設などと連携し、既に取り組 んでいる地区では、ひとり暮らしの高齢者 が地域で安心して暮らせる「見守りネット ワーク」の充実につながっています。

図 16 ふれあい昼食会の参加者数の推移 ※2020年度は、新型コロナウイルス感染症の 影響を受けています。



資料:市福祉総務室(各年度末現在)

図 17 子育てサロンの参加者数の推移 ※2020年度は、新型コロナウイルス感染症の



資料:市福祉総務室(各年度末現在)

地区福祉委員会では、一人でも多くの方に助け合い・支え合い活動に加わっていただき、「ご近所付き合い」「向こう3軒両隣」の大切さを広めることで、地域での顔の見える関係づくりを進めています。

2 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法によって規定された地域住民の立場に立って必要な相談・支援を行うボランティアです。地域住民の相談に応じ、個別の事情に対して丁寧に耳を傾け、行政などの関係機関につなげる役割を担い、様々な支援を行ってがます。児童委員としていけるように見守り、関係機関と、対していけるように見守り、関係機関と、対しての不安や心配ごとに対するは、大き援を行っています。また、民生委員・児童委員の中から、児童に関することを

図 18 声かけ見守り件数の推移 ※2020年度は、新型コロナウイルス感染症の 影響を受けています。



門的に担当する主任児童委員を小学校区ごとに設置しています。主任児童委員は、各地域において児童委員の活動に対する援助や協力を行うとともに、児童委員と一体となって、児童に関わる機関・団体と児童委員との連絡調整を行うなどの活動をしています。

本市の民生委員・児童委員の定数は 522 人(2020 年度末時点)です。吹田市民生・児童委員協議会を組織し、日頃からの相談・支援活動のほか、高齢者の生きがいづくりを目的とする「民生・幸齢すまいるフェスタ」、親子で楽しめる「夢のファミリーフェスタ」を開催しており、毎回多くの参加者でにぎわっています。また、各地区で開催している地区敬老行事において中心的な役割を担うほか、市の事業である子ども見守り家庭訪問事業や救急医療情報キットの配布事業などへの協力も積極的に行っています。

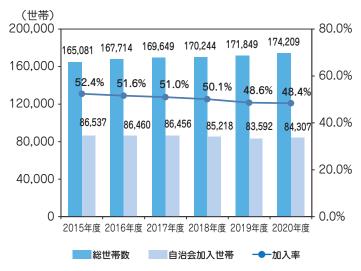
地域の福祉課題が多様化・複雑化し、民生委員・児童委員に求められる役割がますます増大する中、 新たな担い手の確保が大きな課題となっています。吹田市民生・児童委員協議会では、独自に地域特 性に応じた研修を実施するなど、経験を持つ委員が中心となって、新任委員などの活動を組織的に支 える取組を行っています。また、2020 年度の中核市移行により、これまで大阪府の条例で決められ ていた民生委員・児童委員の定数を市の条例で定められるようになったため、より弾力的に地域の実 情に応じた民生委員・児童委員の配置を検討することが可能になっています。

3 自治会活動

自治会は、近隣の区域内の住民で運営されている任意の自治組織です。本市には2020年度当初現在564の単一自治会と、おおむね小学校区域の単一自治会からなる34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。

若年層の自治会加入率が特に低い傾向にあり、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題となっています。そのため、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り(盆踊り)や体育祭といった親睦活動だけでな

図19 自治会の加入率の推移



資料:市民自治推進室(各年度当初現在)

く、防災・防犯の取組や、住民同士の見守り声かけ活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。

自治会が運営できなくなると、地域環境の悪化を招くだけでなく、地域住民と行政等との、連携・協働が困難にもなりますので、自治会の抱える課題を解決し、加入率を向上することは急務であると考えています。

本市は、連合自治会の活動を補助金の交付等により支援するとともに、単一自治会の加入促進事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と、公益活動の推進を図ります。

4 高齢クラブ

高齢クラブは、高齢者自らが結成、運営している組織で、おおむね 60 歳以上の人であれば誰でも加入できます。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めています。

本市には、地区の自治会や町内会を範囲とする 197 の「単位クラブ」(2020 年4月1日現在)があります。約 12,000 人が加入しており、おおむね小学校区単位で合計 31 の地区連合会を組織しています。また、各地区及び単位クラブ活動の充実と活性化を図ることを目的に吹田市高齢クラブ連合会(吹高連)を設立しています。それぞれの地区で独自に活動するとともに、市内を5つのブロック(東西南北中)に分け、ブロック単位の活動を行っています。小学校区ごとに設置された「高齢者いこいの間」を拠点にレクリエーション、スポーツ、親睦会のほか、研修会や社会奉仕活動など、様々な活動を行っています。

吹高連では、市からの委託を受け、 友愛訪問活動、いきがい教室の運営、 高齢者生きがい活動センターの管理運 営(指定管理者)を行っています。

高齢化が進行する中、高齢者が主体となって活動することが活力ある高齢社会を構築することにつながります。地域福祉の担い手の一員として、社会参加や生きがいづくりなどの取組を通じて、地域で支え合う関係づくりを進めています。

図20 高齢クラブ会員数の推移



資料:市高齢福祉室(各年度4月1日現在)

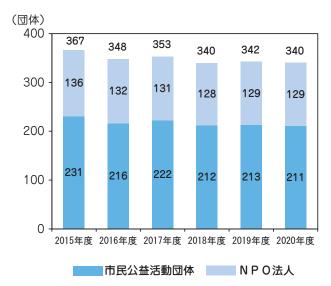
5 ボランティア・NPO活動など

本市には、住民主体の営利を目的としない社会貢献活動である市民公益活動を行っている団体が数多くあり、各団体が、高齢者、障がい者(児)や子育て世代など、それぞれのニーズに応じて多種多様な活動を行っています。

市民ニーズが多様化していく中で、より 豊かな市民生活を築くためには、行政や企 業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボ ランティアやNPOなどの市民公益活動が 社会的な役割を担っていくことが必要と なっています。

社会経済状況が変化する中、市民ニーズ

図21 市民公益活動団体届出数・NPO法人数の推移



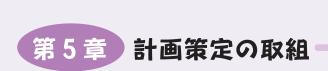
資料:市民自治推進室(各年度末現在)

も多様化しており、経済的な豊かさから心の豊かさ、ゆとりなど、生きがいのある生活への志向が強まっており、市民公益活動団体も公的活動の共通の担い手として、個々の市民ニーズに対応した新しい社会サービスを提供することが期待されています。また、テーマ型の市民公益活動団体が、地域の様々な課題に取り組む自治会などと協調することで、より豊かなコミュニティを築き、市民参画によるまちづくりの推進役としての活動を果たすことも可能になります。さらに市民公益活動が必ずしも採算にとらわれないことから創造的な活動の展開が容易なため新しい事業の創造にもつながり、地域経済の活性化につながる力を発揮することにもなります。

• • • • • •

自己実現の場として、個人が市民公益活動に参加することを通じて、生きがいと社会使命を見出し、 一人ひとりが社会的課題の解決に重要な役割を担っていくことにつながります。

本市では、市民公益活動センター(ラコルタ)を設置し、ボランティア活動を始めたい人やボランティア団体・NPOを対象とした各種相談や、市民が市民公益活動に対する理解と認識を深め、活動に参加する初めの一歩となる講座・研修等を実施しています。また、団体から届出のあった市民公益活動団体の情報の提供を行い、ボランティアを募集している団体とのマッチングを行っているほか、自立に向けた活動を支援するための補助金を交付するなど、市民公益活動団体への支援を進めています。





1 地域福祉に関する実態調査の実施

本計画の策定にあたって、市民の方々を対象に「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」(以下「市 民アンケート」といいます。)を実施しました。

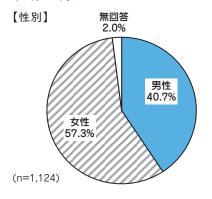
なお、調査結果の詳細については「吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書」として、市ホームページに掲載しています。

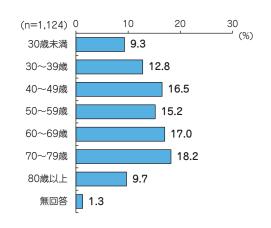
調査の概要

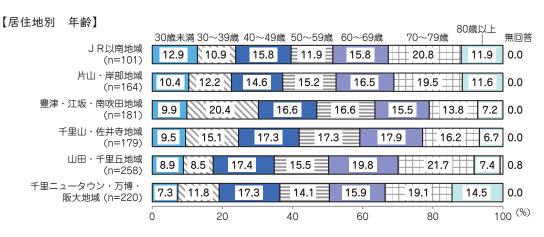
| 名 称 | 吹田市民の地域福祉に関する実態調査 |
|------|---|
| 調査内容 | ア. 回答者の属性 イ. 相談や情報の入手などについて ウ. 近所付き合いについて エ. 地域で暮らす中での問題等について オ. 地域活動やボランティア活動について カ. 社会福祉協議会やCSWについて キ. 成年後見制度について ク. 災害から生命を守る取組等について ケ. 再犯防止の取組等について |
| 調査対象 | 満 18 歳以上の市民 2,000 人 (住民基本台帳から無作為に抽出) |
| 調査手法 | 郵送調査法(督促 回) |
| 調査時期 | 2019年10月31日(木)~12月1日(日) |
| 配付数 | 2,000 人(不到着 10 件) |
| 回収数 | 1,124 件 (回収率 56.5%)※実質配付数に対する回収率 |

【年齢】

ア. 回答者の属性







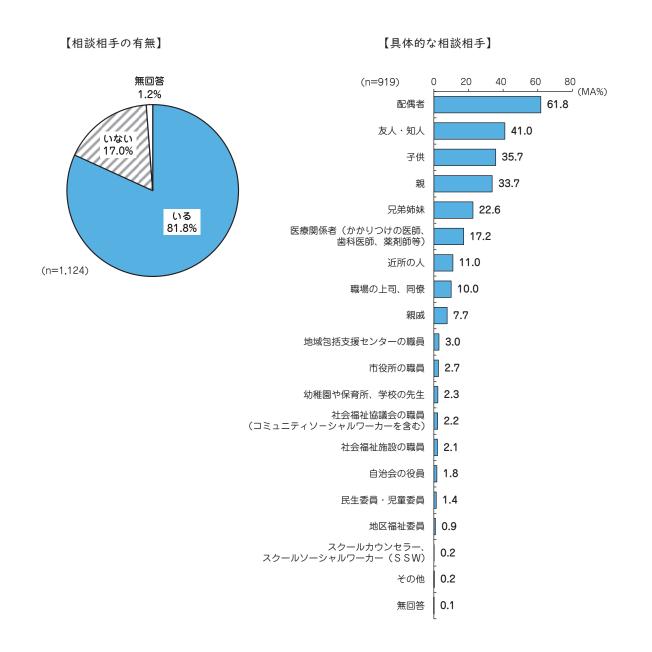
イ. 調査から見えてきた課題など

市民アンケートの結果から、地域福祉に関する市民の思いや課題と考えられる内容などを把握しました。ここでは、把握した内容のうちから特徴的なものについて示します。

① 相談や情報の入手などについて

「暮らしや健康・福祉についての具体的な相談相手」

80%以上の人が「いる」と回答していますが、具体的な相談相手については「配偶者」が最も多く、次いで「友人・知人」「子供」「親」となっています。一方で、市役所の職員、また、社会福祉協議会の職員や民生委員・児童委員などの地域の身近な相談支援者については、非常に低い割合となっているため、家族や友人以外で気軽に相談できる存在として知ってもらえるよう、それぞれの役割や業務などについて周知・啓発を進めることが重要です。



「暮らしや健康・福祉に関する情報の入手方法」

市が発信するもので最も多いものは「市報すいた」で、世代を問わず見られています。次いで「新聞」となっていますが、年齢別でみると 60 歳代以上の回答者が 70%以上を占めており、次いで「市ホームページ」では、30 ~ 59 歳までの回答者が 70%近くを占めています。

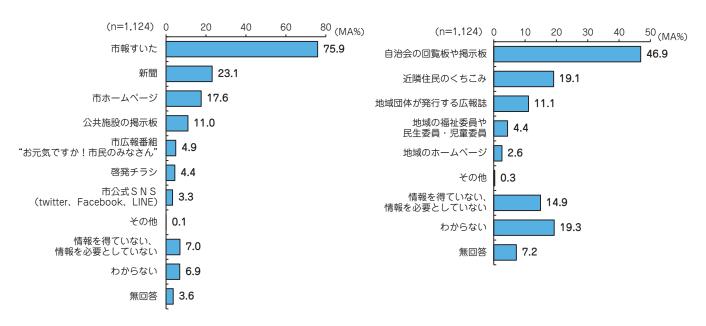
地域団体や住民が発信するものでは「自治会の回覧板や掲示板」が最も多く、世代を問わず見られています。次いで「近隣住民のくちこみ」では、年齢別でみると 40 歳代と 80 歳以上の世代で多くの回答があります。

情報の入手方法としては、現状では市報すいた、自治会の回覧板や掲示板は地域に浸透したものとなっていますが、今後は市ホームページなどのインターネットによる情報についても利用が進んでいくものと考えられます。

【情報の入手方法(市が発信する情報)】

• • • • • • •

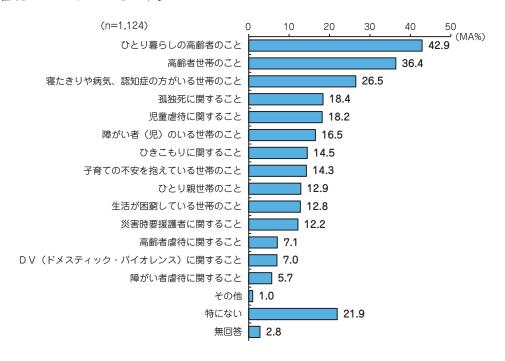
【情報の入手方法(地域団体や住民が発信する情報)】



② 地域で暮らす中での問題等について

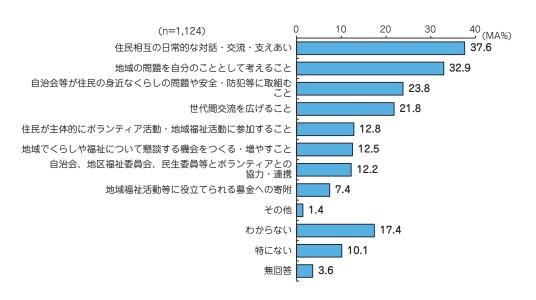
「地域生活の中で福祉について気になっていること」

最も多い「ひとり暮らしの高齢者のこと」をはじめ、高齢者に関する回答が上位3つを占めています。一方で、「孤独死」「児童虐待」「障がい者(児)のいる世帯」「ひきこもり」「子育ての不安を抱えている世帯」に関することについても回答が多くなっており、地域生活における様々な問題が顕在化しているといえます。



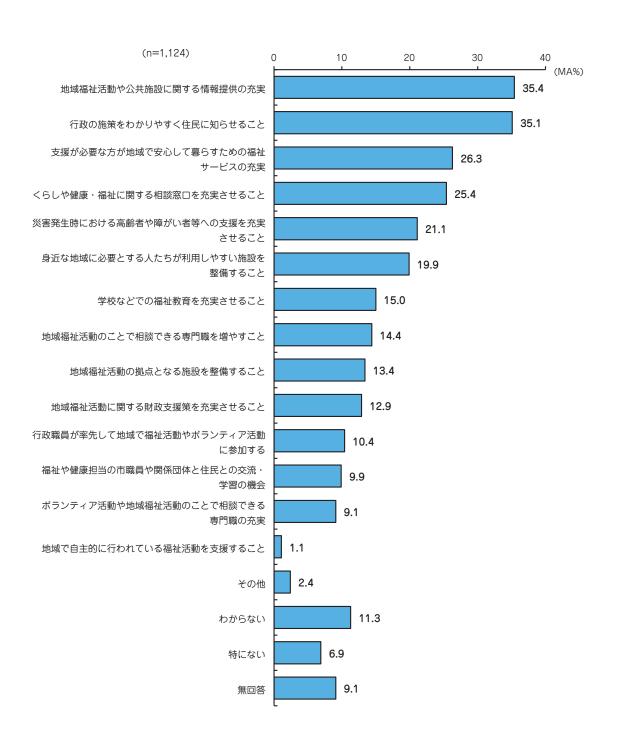
「地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組(住民の主体的な取組)」

住民の主体的な取組として、最も多かった回答は「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」、次いで「地域の問題を自分のこととして考えること」であり、年齢別でみても世代を問わず回答されています。次いで「自治会等が住民の身近なくらしの問題や安全・防犯等に取組むこと」となっており、回答からは地域住民一人ひとりの意識や取組が重要であるという思いが伺えます。



「地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組(行政の主体的な取組)」

行政の主体的な取組としては、「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」が最も多く、次いで「行政の施策をわかりやすく住民に知らせること」となっており、必要な情報を効果的に提供していくことが重要であると考えます。また、次いで「支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実」「暮らしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること」となっており、必要な情報の提供と合わせて、福祉サービスや相談窓口の充実が求められています。



③ 地域活動やボランティア活動について

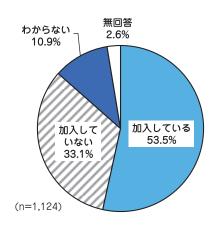
「自治会への加入状況」

「加入している」が53.5%で最も多く、「加入していない」が33.1%となっています。

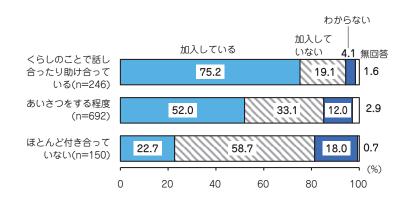
隣近所との付き合いの程度別でみると、「加入している」は"くらしのことで話し合ったり助け合っている"人で75.2%と最も高くなっています。

近所付き合いがなくなるほど自治会への加入率も低くなっており、地域でのつながりや助け合いの力を強くするためには、自治会加入率を向上させることが重要であるといえます。

【自治会への加入状況】



【隣近所との付き合いの程度別】



「地域活動への参加・取組状況」

「参加していない」が 61.6%で最も多いですが、参加している活動・取組では「自治会の行事」が 20.8%で最も多くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「参加していない」が多いですが、次いで 30 ~ 39 歳は「子育て・育児サークル」(II.8%)、40 ~ 49 歳は「PTA活動」(2I.1%) が続いています。

【年齢別 地域活動への参加・取組状況(上位5項目)】

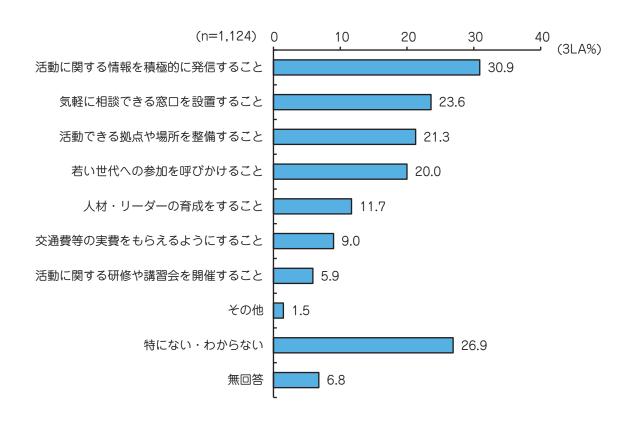
(MA%)

| | 第1位 | 第 2 位 | 第 3 位 | 第 4 位 | 第 5 位 |
|-------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------|---|
| 全体 (n=1,124) | 参加していない 61.6 | 自治会の行事 20.8 | 趣味・娯楽の集まり 6.5 | PTA活動 5.7 | 高齢クラブ活動 3.5 |
| 30 歳未満 (n=104) | 参加していない 81.7 | 自治会の行事 4.8 | 子育で· 育児サークル 3.8 | ボランティア活動 | 防犯活動/スポーツ団体 の活動/くらしや健康に 関する自主的な学習会 1.0 |
| 30~39歳 (n=144) | 参加していない 73.6 | 子育て·育児サークル 11.8 | 自治会の行事 10.4 | PTA活動 8.3 | 子ども会活動 3.5 |
| 40~49歳 (n=185) | 参加していない 62.7 | PTA活動 21.1 | 自治会の行事 16.2 | 子ども会活動 6.5 | 子育で・育児サークル 3.2 |
| 50~59歳 (n=171) | 参加していない 69.6 | 自治会の行事 18.7 | P T A活動 4.1 | 防災活動 3.5 | 趣味・娯楽の集まり /防犯活動 2.9 |
| 60~69歳 (n=191) | 参加していない 61.3 | 自治会の行事 24.1 | 趣味・娯楽の集まり 9.9 | ボランティア活動 7.3 | 高齢クラブ活動 4.2 |
| 70~79歳 (n=205) | 参加していない 41.0 | 自治会の行事 37.6 | 趣味・娯楽の集まり 17.1 | 高齢クラブ活動 10.2 | スポーツ団体の活動 8.3 |
| 80 歳以上 (n=109) | 参加していない 50.5 | 自治会の行事 23.9 | 趣味・娯楽の集まり 10.1 | 高齢クラブ活動 9.2 | 防犯活動 4.6 |

• • • • • • •

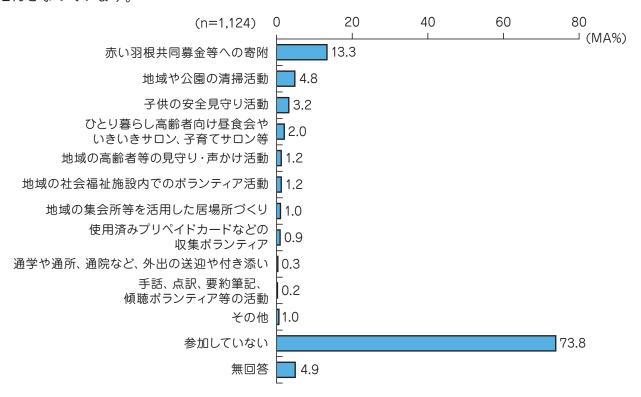
「地域活動に参加しやすくするために必要なこと」

「活動に関する情報を積極的に発信すること」が 30.9%で最も多く、次いで「気軽に相談できる 窓口を設置すること」が 23.6%、「活動できる拠点や場所を整備すること」が 21.3%となっています。



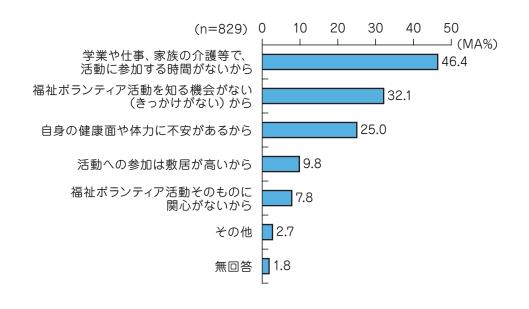
「福祉ボランティア活動への参加・取組状況」

「参加していない」が73.8%を占めていますが、参加している人では「赤い羽根共同募金等への寄附」が13.3%で最も多く、次いで「地域や公園の清掃活動」が4.8%、「子供の安全見守り活動」が3.2%となっています。



「福祉ボランティア活動に参加していない理由」

福祉ボランティア活動に参加していないと回答した人に、参加していない理由をたずねると、「学業や仕事、家族の介護等で、活動に参加する時間がないから」が 46.4%で最も多く、次いで「福祉ボランティア活動を知る機会がない(きっかけがない)から」が 32.1%、「自身の健康面や体力に不安があるから」が 25.0%となっています。

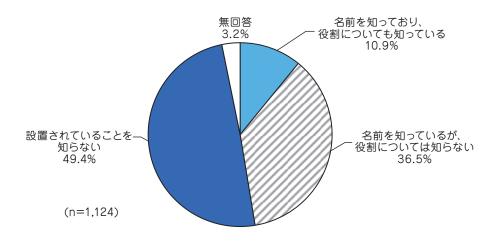


• • • • • • •

④ 社会福祉協議会やCSWについて

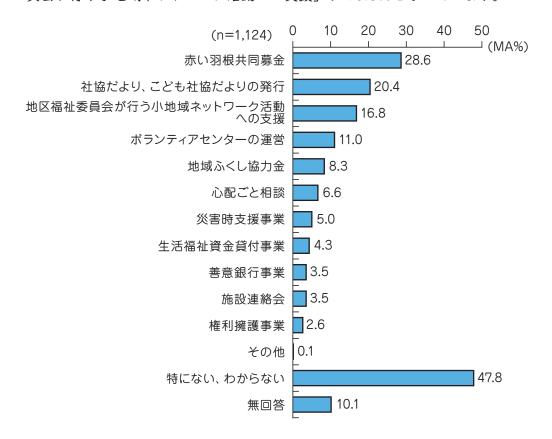
「社会福祉協議会の認知状況」

「設置されていることを知らない」が 49.4%で最も多く、また、「名前を知っているが、役割については知らない」は 36.5%となっており、社会福祉協議会の認知度を向上させることが課題となっています。



「社会福祉協議会の取組として知っているもの」

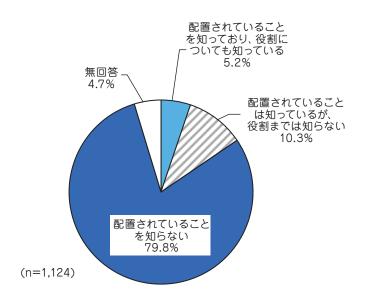
「特にない、わからない」が 47.8%で最も多いですが、知っているものでは「赤い羽根共同募金」が 28.6%で最も多く、次いで「社協だより、こども社協だよりの発行」が 20.4%、「地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動への支援」が 16.8%となっています。



「CSWの認知状況」

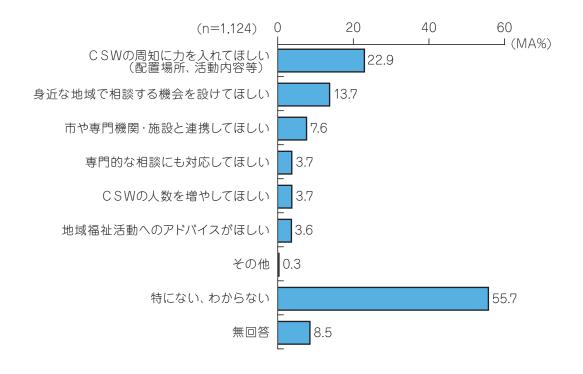
「配置されていることを知らない」が 79.8%で最も多く、次いで「配置されていることは知っているが、役割までは知らない」が 10.3%となっています。

社会福祉協議会の認知度と合わせて、地域の身近な「生活・福祉の相談員」として活動するCSW の認知度を向上させることは重要な課題となっています。



「CSWに期待すること」

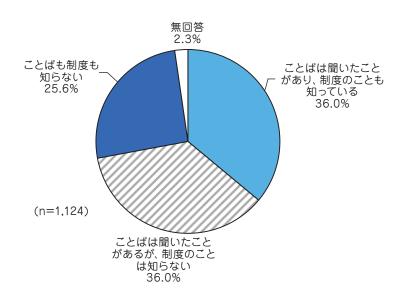
「特にない、わからない」が 55.7%で最も多いですが、期待することがある人では「CSWの周知に力を入れてほしい(配置場所、活動内容等)」が 22.9%で最も多く、次いで「身近な地域で相談する機会を設けてほしい」が 13.7%となっています。



⑤ 成年後見制度について

「成年後見制度の認知状況」

「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」と「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」がそれぞれ 36.0%で最も多く、両者をあわせた認知度は 72.0%となっています。一方、「ことばも制度も知らない」が 25.6%となっています。



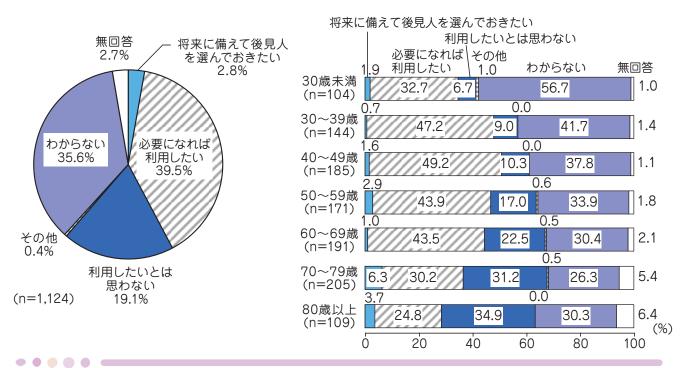
「成年後見制度の利用意向」

「必要になれば利用したい」が 39.5%で最も多く、「将来に備えて後見人を選んでおきたい」 (2.8%) と「必要になれば利用したい」をあわせた利用意向がある人は 42.3%となっています。

年齢別でみると、「利用したいとは思わない」は年齢が上がるほど割合が高く、80歳以上(34.9%)で最も高くなっています。

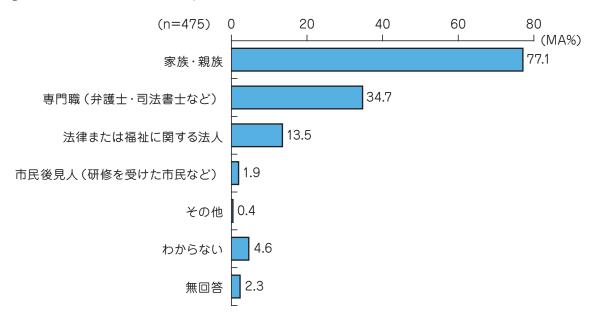
【成年後見制度の利用意向】

【年齢別】



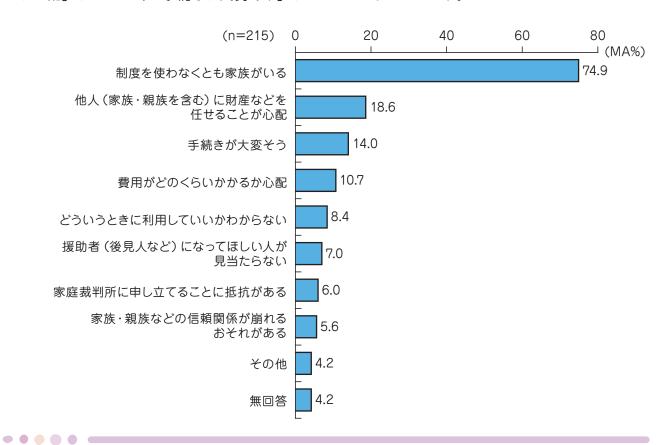
「援助者になってほしい人」

成年後見制度の利用意向がある人に、援助者になってほしい人についてたずねると、「家族・親族」が 77.1%で最も多く、次いで「専門職 (弁護士・司法書士など)」が 34.7%、「法律または福祉に関する法人」が 13.5%となっています。



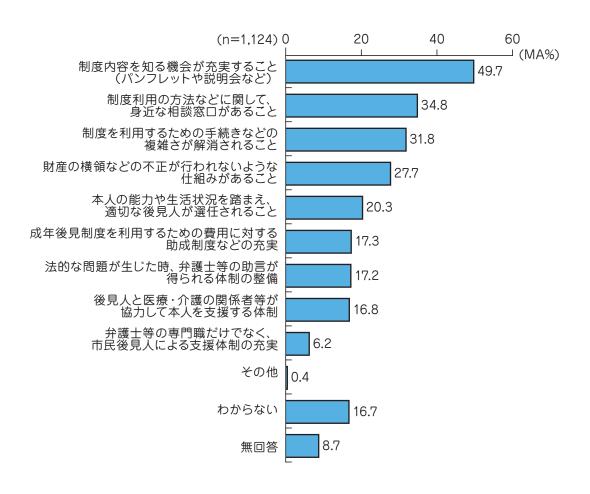
「成年後見制度を利用したいと思わない理由」

成年後見制度を利用したいと思わないと回答した人に、その理由をたずねると、「制度を使わなくとも家族がいる」が 74.9%で最も多く、次いで「他人(家族・親族を含む)に財産などを任せることが心配」が 18.6%、「手続きが大変そう」が 14.0%となっています。



「成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なこと」

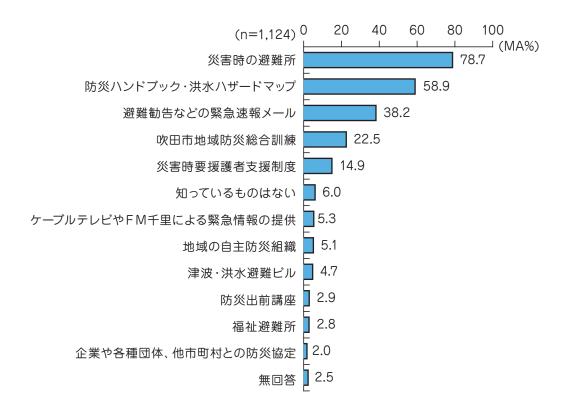
「制度内容を知る機会が充実すること (パンフレットや説明会など)」が 49.7%で最も多く、次いで「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が 34.8%、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」が 31.8%となっています。



⑥ 災害から生命を守る取組等について

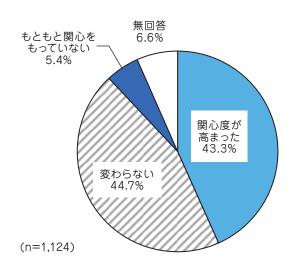
「防災に関する取組や情報について知っているもの」

「災害時の避難所」が 78.7%で最も多く、次いで「防災ハンドブック・洪水ハザードマップ」 が 58.9%、「避難勧告などの緊急速報メール」が 38.2%となっています。



「大阪府北部地震の前後での地域の助け合い活動に対する関心度の変化」

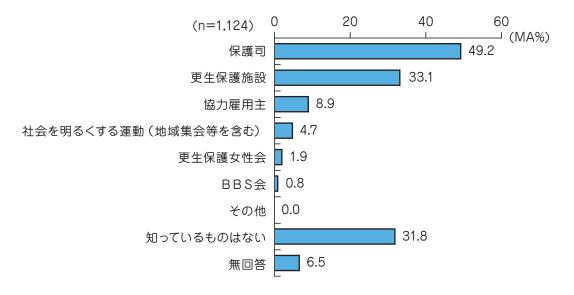
「変わらない」が 44.7%で最も多く、次いで「関心度が高まった」が 43.3%、「もともと関心をもっていない」が 5.4%となっています。



⑦ 再犯防止の取組等について

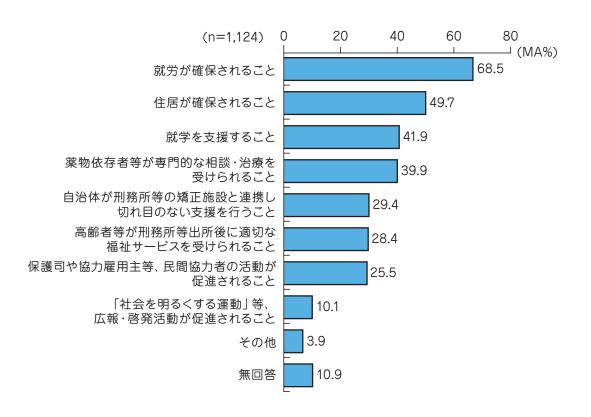
「再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているもの」

「保護司」が 49.2%で最も多く、次いで「更生保護施設」が 33.1%となっており、「知っているものはない」は 31.8%となっています。



「再犯や再非行を防止するために必要なこと」

就労が確保されること」が 68.5%で最も多く、次いで「住居が確保されること」が 49.7%、「就 学を支援すること」が 41.9%となっています。



2 地域福祉市民フォーラムの実施

理想の地域での暮らしの実現に向けて、現状の課題を共有するとともに、地域住民や各種団体、 事業者、行政が課題解決に向けてどのように取り組んでいくかを考えるワークショップを開催し ました。

【概要】

・手 法:ワークショップ形式(12 グループによるグループ討議)

・テーマ:①6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について ②今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること

・参加者:市民47名

·開催日:2019年11月16日(土)

· 時 間:【南会場】午前 IO 時~正午

【北会場】午後2時~午後4時

·会 場:【南会場】吹田市役所 低層棟 3 階 研修室

【北会場】子育て青少年拠点 夢つながり未来館「ゆいぴあ」

① 6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について

理想の地域での暮らしについて、「安心・安全」「助け合い(共助)」などのキーワードを含む意見が多く出されました。このような暮らしを実現するためには、近隣住民との交流が不可欠です。日頃から近隣住民とつながりをもつことは、暮らしに役立つ情報を交換するだけでなく、緊急時・災害時における地域での助け合い・支え合いを可能にします。

近所付き合いを基礎とした助け合い・支え合いを行うにあたっての課題としては、「個人情報の壁がある」「自治会に加入する世帯が減少し、担い手が不足している」などが挙げられました。

《理想の地域での暮らし》

- ・暮らし続けたいと思うまち
- 助け合えるまち
- ・学校教育、福祉教育、こころの教育
- ・高齢者や障がい者に優しいまち
- ・孤独を感じない暮らし
- ・医療機関がたくさんある
- ・いつでも一人で吹田市内を歩けるまち
- ・リタイヤした方が活躍できるまち
- ・自治会活動が活発になってほしい

- ・地域に出かけたくなるまち
- ・災害が起こっても安心して暮らせるまち
- あいさつが自然に出るまち
- ・犯罪が少ない暮らし
- ・子どもが安心して暮らせるまち
- ・安全に遊べる公園がたくさんある
- ・手話を使うことが普通となるまち
- ・地域格差をなくす
- ・防災についてみんなが考えるまち

- ・孤立している方(高齢者だけでなく若い方を含む)を見つけやすいまち
- ・バリアフリーのための設備が介助なく活用できるようになる
- ・診療所でもいいので、すべての人にかかりつけ医がいる
- ・高齢者が病院に行ける巡回できる集合タクシー
- ・障がいがあってもなくても働き、家庭を持ち、住まいを持ち、みんなが同じように暮らして いく社会
- ・介護、福祉の仕事に若者が関心を持ってくれるまち
- ・介護をしている家族と専門関係と連携できるまち
- ・地域で自分の特技を活かし助け合えるまち
- ・若い世代と昔からの世代が助け合えるまち
- ・自助はもちろん共助ができやすいまち

《問題点・課題(ニーズ)》

- ・高齢化しているので若い方に来てほしい ・段差、階段が多い
- ・支える人も高齢者
- 自治会加入率の低下
- ・福祉委員など担い手不足
- ・仕事のある人の交流場所がない
- ・個人情報のかべ
- ・免許証返納のメリット
- ・民生委員のなり手がいない
- ・健常者からの差別

- ・自治会の連携不足
- ・役をするのが嫌なので自治会に入らない、子ども会に入らない
- ・若いパパ、ママがもっと地域福祉に関心を持ってほしい
- ・青山台地区は子どもの数が少ないので、どうすれば増えてくれるのか
- ・障がいある人が働いていける場所がほしい
- ・マンションの住人の方が住んでいる部屋がわからない
- ・地域によって違うが、もっと緑が多いほうがいい
- ・地域とつながっていない人が心配、出てこられるような手段が必要
- ・18 歳以上の障害者(医療的ケア)の入れる場所がない。障がい者施設が少ない、増やしてほ しい

② 今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること

理想の地域での暮らしの実現に向けて、今後6年間で自分がやりたいこと・できるこ とについて、「近所の人と顔見知りになる」「近所の人とあいさつができる関係づくり」 などが多く挙げられました。

また、子供だけでなく大人も集える場のほか、若い世代から高齢者まで幅広い世代が 交流できる場づくりなども取組として重要とする意見は少なくありません。さらに、地 域活動の基盤となる自治会についても加入率の向上に取り組む一方で、自治会の横のつ ながり、連携、交流を進めることなどが取組のキーワードとして挙げられました。

《個人でやりたいこと・できること》

・あいさつ、声かけ

- ・高齢者が高齢化の課題を考える
- ・他の住人に地域課題を伝えていく
- ・災害発生時、気軽に声かけしあえる安心感
- ・一人ひとりが決められたルールを守る努力が必要
- ・健康寿命を延ばす取り組み、100歳体操などに参加する
- ・地域の絆をどう構築するか、何をしてくれるかではなく自分は何をするか
- ・市、府、大学主催の講演会、ワークショップに参加し、勉強・発信する

《地域でやりたいこと・できること》

- ・各自治会の横のつながりを進める
- ・見守り活動の強化
- ・子ども会だけでなく、大ども会をつくる・・話し合いの場に若い人を入れる
- ・子どものためにお祭りを開催する
- ・自治会ごとで防災訓練ができるようにする
- ・転入してきた人に自治会に加入してもらう
- ・地域の単独自治会に呼びかけ、地区のこれからを考える交流会を開催していく
- ・ひとり暮らし高齢者を対象に、軽食サロン、昼食会を実施
- ・土日の午前中などパパさんが地域に参加できる仕組み
- ・今ある施設を活用して集まりやすいサブタイトル、ネーミングで集まる場をつくる
- ・長く住んでいる人と新しいマンション等の人を結んでいく
- ・自治会、福祉委員、民生委員、中・小 PTA、他ボランティアグループとの連携を密にしてよ りよい地域、まちづくりをする

《行政等が取り組むこと》

- ・精神障がい者の交通費を割引してほしい
- ・情報交換、窓口をよりわかりやすくしてほしい
- ・民生委員、社会福祉協議会 認知度の向上
- ・幼稚園、小学校、中学校との関係をより一層密にする
- ・吹田市役所主催の防災訓練や講習会を地域ごとに行う
- ・防災マップの活用をして地区ごとの説明会を開く
- ・自治会と他委員会とを協力できるよう、市が主導をしてほしい
- ・施設、作業所、グループホームの充実



第6章 第4次吹田市地域福祉計画の評価指標

基本目標 | 公民協働による地域福祉活動の推進

【施策の方向I】お互いの顔の見える関係づくり

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所 管 |
|------------------------|----------|-----------------|----------|-----------------|---------|
| 自治会加入率 | 50.1% | 48.6% | 48.4% | 60% (2028年度) | 市民自治推進室 |
| 小地域ネットワーク活動の 延べ参加者数 | 84,162人 | 78,155人 | 13,737人 | 86,000人 | 福祉総務室 |
| 高齢者生きがい活動セン ターの利用者数 | 50,696人 | 46,362人 | 18,472人 | 56,027人 | 高齢福祉室 |

【施策の方向2】福祉活動の担い手づくり

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所管 |
|------------------------|----------|-----------------|----------|-----------------|-------|
| 障がい者サービス ボランティア協力者数 | 215人 | 209人 | 190人 | 250人 | 中央図書館 |
| 青少年指導者講習会の参 加者数 | 244人 | 254人 | 実績なし | 350人 | 青少年室 |

基本目標2 総合的支援のネットワークの構築

【施策の方向Ⅰ】権利擁護の推進

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所管 |
|---------------------------|----------|-----------------|----------|-----------------|--------|
| 認知症サポーターの養成者 数(累計) | 24,390人 | 26,657人 | 26,906人 | 37,000人 | 高齢福祉室 |
| 障がい者週間記念事業の啓 発行事への参加者数 | 974人 | 806人 | 320人 | 1,200人 | 障がい福祉室 |
| 成年後見制度の認知度 | 実績なし | 36% | 実績なし | 48% | 福祉総務室 |
| 日常生活自立支援事業利用 者数 | 94人 | 102人 | 88人 | 110人 | 福祉総務室 |

※ 2019 年度及び 2020 年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合があります。

【施策の方向2】地域福祉のセーフティネットの拡充

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標值 (2026年度) | 所管 |
|-------------------------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|-------|
| 地域包括支援センターの認知度 | 実績なし | 実績なし | 36% | 50% | 高齢福祉室 |
| 吹田市社会福祉協議会の認知度 | 実績なし | 47.4% | 実績なし | 60% | 福祉総務室 |
| コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の(延べ)相談対処回数 | 1,825件 | 1,729件 | 2,234件 | 2,290件 | 福祉総務室 |
| 自主防災組織の結成数 (連合自治会単位・単一自治会単位) | 25 団体・ 277 団体 | 25団体・ 284団体 | 28団体・ 288団体 | 34団体・ 324団体 | 危機管理室 |
| 災害時要援護者支援に関 する協定締結地区数 | 6地区 | 9地区 | 10地区 | 34地区 | 福祉総務室 |

基本目標3 地域福祉活動推進の基盤整備

【施策の方向Ⅰ】地域福祉活動に関する支援

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所 管 |
|-------------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|-------|
| 民生委員・児童委員の人数 | 498人 (3月1日時点) | 487人 (3月1日時点) | 494人 (3月1日時点) | 551人 | 福祉総務室 |
| 単位高齢クラブ数 | 205クラブ | 199クラブ | 197クラブ | 実 績 値 の 水準を維持 | 高齢福祉室 |
| コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の認知度 | 実績なし | 15.5% | 実績なし | 30% | 福祉総務室 |

【施策の方向2】交流の場、活動拠点の整備

| 指 標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所管 |
|-----------------------|----------|-----------------|----------|-----------------|--------|
| ふれあい交流サロン設置数 | 6か所 | 7か所 | 8か所 | 12か所 | 高齢福祉室 |
| こどもプラザ事業実施回数 | 1,992回 | 2,026回 | 725回 | 2,400回 | 青少年室 |
| 貸館の延べ使用件数(総合 福祉会館) | 3,665件 | 3,484件 | 1,755件 | 4,190件 | 総合福祉会館 |

※ 2019 年度及び 2020 年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合があります。

【施策の方向3】暮らしと健康を支える福祉サービスの充実

| 指標 | (2018年度) | 実績値 (2019年度) | (2020年度) | 目標値 (2026年度) | 所 管 |
|--|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 地域密着型サービスの整備箇所数 | | | | | |
| ①小規模多機能型居宅介護 | ①8か所 | ①8か所 | ①8か所 | ①10 か所 | |
| ②看護小規模多機能型居宅 介護 | ②1か所 | ②2か所 | ②2か所 | ②3か所 | +A\=\\ |
| ③定期巡回·随時対応型 訪問介護看護 | ③2か所 | ③2か所 | ③2か所 | ③4か所 | 高齢福祉室 |
| ④認知症高齢者グループ ホーム | ④17か所 | ④18か所 | ④19 か所 | ④22 か所 | |
| ⑤小規模特別養護老人ホーム | ⑤6か所 | ⑤7か所 | ⑤8か所 | ⑤ か所 | |
| 障がい福祉サービスの利用者数等 | | | | | |
| ①ホームヘルプなど訪問系 サービスの利用者数(月平均) | ①1,089人 | ①1,330人 | ①1,377人 | ①1,748人 | |
| ②グループホームの利用者数 (月平均) | ② 355人 | ② 395人 | ② 422人 | ② 637人 | 障がい福祉室 |
| ③移動支援事業の利用者数 (月平均) | ③1,078人 | ③1,072人 | ③ 930人 | ③1,196人 | 「早り、八、一田(正王) |
| ④就労継続支援 B 型事業 所における工賃平均月額 | ④13,113円 | ④15,225円 | ④14,859円 | ④16,840円 | |
| 留守家庭児童育成室入室 児童数 | 3,506人 | 3,782人 | 4,131人 | 5,000人 | 放課後子ども 育成室 |
| 生活習慣改善するつもりは ない人の割合 | 男性 28.8% 女性 21.5% | 男性 28.6% 女性 21.3% | 男性 28.9% 女性 20.3% | 男性 25.0% 女性 17.0% | 健康まちづくり室 |
| 各中学校ブロックにスクール ソーシャルワーカーを配置した 時間数 | 8,469 時間 | 1,797時間 | 15,488時間 | 15,738時間 | 学校教育室 |
| 移動経路のバリアフリー化率 (整備済延長/全延長 × 100) | 52.9% | 57.0% | 76.6% | 100% | 道路室 |
| JOBナビすいたの利用者数 | 5,050人 | 4,214人 | 3,602人 | 実 績 値 の 水準を維持 | 地域経済振興室 |
| 「障がい者就職応援フェア In すいた」への参加者数 | 75人 | 71人 | 46人 | 実 績 値 の 水準を維持 | 地域経済振興室 |

^{※ 2019}年度及び2020年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合があります。

参考資料 相談支援機関一覧

2022年4月1日以降(予定)の情報を表示しています。

■総合的な相談(どこに相談していいのかわからないとき)

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|-------------------------------|
| 福祉に関する悩みや困り ごとについて相談した い、情報がほしい | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 (吹田市出口町19-2) 電話 06-6339-1205 FAX 06-6170-5800 E-mail suisyakyo@mua.biglobe.ne.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 人権、福祉、教育、就労な どの生活全般に関わる問 題について相談したい、 情報がほしい | 一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会 (吹田市岸部中I-22-2 交流活動館内) 総合生活相談 電話 06-6388-5504 FAX 06-6388-56 | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

■児童に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|--|-------------------------------|
| ・児童虐待についての 相談 ・子供の養育に関する 相談 など | 家庭児童相談室 (吹田市泉町I-3-40) 電話 06-6384-1472 FAX 06-6368-7349 E-mail ko-home@city.suita.osaka.jp 家庭児童相談専用電話 電話 06-6384-1663 | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|--|--|
| ・地域の子育て支援事業 を利用したい ・保育所や認定こども園 などの教育・保育施設 を利用したい など | 【子育て支援全般の相談は】 のびのび子育てプラザ (吹田市山田西4-2-43 吹田市立子育て 青少年拠点夢つながり未来館 階) 子育て支援コンシェルジュ 電話 06-6875-0665 FAX 06-68 6-8588 E-mail nobinobi_soudan@city.suita.osaka.jp | のびのび子育 てプラザ 日〜土曜日 午前10時から 午後6時まで |
| | 【教育・保育施設利用等の相談は】 保育幼稚園室 (吹田市泉町I-3-40) 保育コンシェルジュ 電話 06-6384-1592 FAX 06-6384-2105 E-mail hoiku_nyuen@city.suita.osaka.jp | 保育幼稚園室 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・子供の情緒や行動、不 登校などに悩んでいる ・自分自身の人間関係に ストレスを感じたり悩 み・心配ごとがある | 青少年クリエイティブセンター(吹田市岸部中I-16-1)子育て・こころの健康相談電話 06-6389-2061FAX 06-6389-2065E-mail sesyo_cr@city.suita.osaka.jp | 第2·4土曜日 午後1時から 午後5時まで |
| ・地域療育事業 (親子教室) や相談支援事業、保育所等訪問支援事業について相談したい・子供の発達や療育、訓練等に悩んでいるなど | こども発達支援センター地域支援センター (吹田市片山町2-11-40) 子供の発達相談 電話 06-6339-6103 FAX 06-6387-5734 E-mail ryoikuc@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|-------------------------------------|
| 障害児通所支援サービス の利用方法について相談 したい | 子育で政策室 (吹田市泉町I-3-40) 発達支援担当 電話 06-6170-7224 FAX 06-6368-7349 E-mail jidoushien@city.suita.osaka.jp こども発達支援センター (吹田市片山町2-II-40) 電話 06-6339-6105 FAX 06-6387-5734 E-mail ryoikuc@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・18歳未満の子供の療育 手帳の申請や障がい児 について相談したい ・児童虐待についての相談 ・子供の養育に関する相談 など | 大阪府吹田子ども家庭センター(吹田市出口町19-3)電話 06-6389-3526FAX 06-6369-1736夜間・休日虐待通告専用電話電話 072-295-8737(午後5時45分から午前9時まで及び土、日、祝祭日、年末年始) | 平日 午前 9 時から 午後 5 時 45 分 まで |

■生活困窮や生活支援に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|--|
| ひとり親家庭のための支援 などについて相談したい ・ひとり親家庭相談 ・就労支援相談 ・母子父子寡婦福祉資金 ・養育費の確保や面会 交流に関する相談 ・日常生活支援事業 など | 子育て給付課 (吹田市泉町I-3-40) ひとり親家庭相談/ひとり親家庭就業相談 /養育費等相談 電話 06-6384-I47I FAX 06-6368-7349 E-mail kosodate_hok@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで 育費等す 談曜日のみ |
| 生活保護を受給したいが、 どうすればいいのか | 生活福祉室 (吹田市泉町I-3-40) 電話 06-6384-I335 FAX 06-6368-7348 E-mail seifuku@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 生活に困窮しており、就労 など経済的な自立について 相談したい | 生活困窮者自立支援センター(吹田市泉町I-3-40 市役所生活福祉室内)生活困窮者相談電話 06-6384-I350FAX 06-6368-7348E-mail sfk-konkyu@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 生活福祉資金(低所得者などの世帯を対象に、低利で必要な資金を貸し付ける制度)の利用について相談したい | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 (吹田市出口町19-2) 電話 06-6339-1205 FAX 06-6170-5800 E-mail suisyakyo@mua.biglobe.ne.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・サラ金やクレジットなど の多重債務で悩んでいる・債務の整理について相談 したい など | 市民総務室 (吹田市泉町I-3-40) 多重債務相談 電話 06-6385-8181(予約制) FAX 06-6385-8300 E-mail ko_sodan@city.suita.osaka.jp | 第2·4木曜日 午後1時から 午後4時まで |

■高齢者や介護に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|---|
| ・高齢者の介護や健康・ 生活、在宅療養や認知 症、虐待などについて 相談したい ・介護予防について知り たい、相談したい | 基幹型地域包括支援センター (吹田市泉町I-3-40 市役所高齢福祉室内) 介護や高齢者福祉の総合相談 電話 06-6384-I360 06-6384-I375 FAX 06-6368-7348 E-mail kousien@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| | 各地域包括支援センター(市内I5か所) 介護や高齢者福祉の総合相談 ※各支援センターの連絡先は54ページ | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 介護・健康・医療について相談したい(電話相談) ・市内に住所を有するおお むね65歳以上の要支援・ 要介護認定を受けた方 ・上記の方を介護している 家族等 | 高齢者・介護家族電話相談 (高齢者サポートダイヤル) 電話 0 20 - 256594 (にっこり、老後のくらし) | 月~金曜日 午後5時30分 から翌日午前 9時まで ※土、日、祝日、年末 年始は24時間 |
| 介護保険の認定申請及び 介護保険サービスの利用 について相談したい | 高齢福祉室介護保険グループ (吹田市泉町I-3-40) 電話 06-6384-I34I FAX 06-6368-7348 E-mail kaigo@city.suita.osaka.jp 各地域包括支援センター(市内I5か所) ※各支援センターの連絡先は54ページ | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

■障がいに関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|--|-------------------------------|
| ・障がい者の生活全般をは じめ、専門的な支援につ いて相談をしたい ・福祉サービスの利用や成 年後見、障がい者虐待、障 がい者差別について相談 したい | 基幹相談支援センター虐待防止センター(吹田市泉町I-3-40 市役所障がい福祉室内)障がい福祉の総合相談電話 06-6384-1348FAX 06-6385-1031E-mail kikan-shogai@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・障がい福祉サービスの利用について相談したい・障がい者手帳や補装具、日常生活用具等の申請をしたいなど | 障がい者相談支援センター(市内6か所) 障がい者等への一般的な相談 ※各支援センターの連絡先は55ページ | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 18歳までの子供の発達や療育について相談したい | こども発達支援センター地域支援センター(吹田市片山町2-11-40)電話 06-6339-6103FAX 06-6387-5734E-mail ryoikuc@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・身体障がいや難病、高 次脳機能障がいについ て専門的な相談・指導 を受けたい ・補装具や自立支援医療 (更生医療)を利用し たい など | 大阪府障がい者自立相談支援センター(身体障がい者支援課)(大阪市住吉区大領3-2-36)電話 06-6692-5262FAX 06-6692-5340 | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・知的障がいの判定や専門的な相談・指導を受けたい ・発達障がいを伴う知的障がいに対して何らかの支援を受けたいなど | 大阪府障がい者自立相談支援センター(知的障がい者支援課)(大阪市住吉区大領3-2-36)電話 06-6692-5263FAX 06-6692-3981 | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|--|
| 18歳未満の子供の療育手 帳の申請や障がい児につい て相談したい | 大阪府吹田子ども家庭センター(吹田市出口町19-3)電話 06-6389-3526FAX 06-6369-1736夜間・休日虐待通告専用電話電話 072-295-8737(午後5時45分から午前9時まで及び土、日、祝祭日、年末年始) | 平日 午前 9 時から 午後 5 時 45 分 まで |
| 就労や就労に向けた訓練、 職場定着などについての相 談や援助を受けたい | すいた障がい者就業・生活支援センター (吹田市高浜町7-7 ぷくぷくサポートoffice) 障がい者就労相談 電話 06-63 7-3749 FAX 06-4867-3030 | 平日 午前10時から 午後5時まで |
| ・点字・録音図書やLLブックを借りたい ・墨字図書の郵送貸出を利用したい ・デイジー図書再生機器を借りたい ・図書の対面朗読サービスを利用したいなど | 千里山・佐井寺図書館(吹田市千里山松が丘25-2)電話 06-6192-0516FAX 06-6192-0517E-mail universal70@ma.lib.suita.osaka.jp※図書の対面朗読サービスは、すべての吹田市立図書館(分室を除く)で実施 | 午前10時から 午後6時まで 休館: 年末年始、月 の最終木曜日 |

■医療・保健に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|-------------------------------|
| ・生活習慣病予防、歯科、 栄養、禁煙、がん検診な ど健康について相談し たい など | 成人保健課 (吹田市出口町19-2) 成人保健に関すること 電話 06-6339-1212 FAX 06-6339-7075 E-mail seijinhoken@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・妊娠や出産、育児などに ついて相談したい など | 母子保健課 (吹田市出口町19-2) 母子保健に関すること 電話 06-6339-1214 FAX 06-6339-7075 E-mail boshihoken@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・医療や医療機関について 相談したい・医療機関に対し苦情を言 いたい など | 保健医療総務室 (吹田市出口町19-3) 医療相談 電話 06-6339-2225 FAX 06-6339-2058 E-mail ho-iryo@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・統合失調症や気分障がい、ひきこもりについて相談したい・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について相談したい | 地域保健課 (吹田市出口町19-3) こころの健康相談 電話 06-6339-2227 FAX 06-6339-2058 E-mail chi-hoken@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |

■地域共生・多文化共生に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|-----------------------------|
| ・刑を終えて出所した後の 地域での生活や暮らしに ついて相談したい・地域での非行や更生保護 について相談したい など | 更生保護サポートセンター吹田吹田市津雲台I丁目2番1号千里ニュータウンプラザ 5階電話 06-6836-7311FAX 06-6836-7391E-mail sui-sapo@arrow.ocn.ne.jp | 平日 午前 10 時から 午後 4 時まで |

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|-------------------------------------|
| ・外国人で日本語がわからない、日本語を学びたい・通訳を頼みたい・外国人や外国にルーツのある人同士の交流の場を教えてほしいなど | 公益財団法人吹田市国際交流協会吹田市津雲台I丁目2番1号千里ニュータウンプラザ 6階電話 06-6835-1192FAX 06-6835-6420E-mail info@suita-sifa.org | 平日 午前 9 時から 午後 5 時 30 分 まで |

■教育に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|--|
| ・子供が不登校になり 困っている・子供が友達からいじめを受けている・子供の発達上の悩みについて相談したいなど | 教育センター(吹田市出口町2-I)子供の教育相談電話 06-6384-4488FAX 06-6337-54 I 2いじめの心のなやみ相談専用ダイヤル電話 06-6337-54 I IFAX 06-6337-54 I 2 | 月〜金曜日 第3日曜日 午前9時から 午後5時まで 木曜日のみ午 相談のみ 9時まで |
| 経済的な問題等で子供の 進学や就学の継続につい て悩んでいる | 教育センター (吹田市出口町2-I) 進路選択支援相談 電話 06-6384-4488 FAX 06-6337-54 2 | 火曜日 午前10時から 午後3時50分 まで 金曜日 午前10時から 午後4時まで |

■青少年に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|---|
| 39歳までの子供・若者に 関する、あらゆる相談を したい。 ・大と話しのが不いない。 ・就職校にこのがでいない。 ・対はに通ものがでいない。 ・世紀の向にできるのは、子供のによるがに来る。 ・子供のどど | 吹田市子ども・若者総合相談センター(ぷらっとるーむ吹田)吹田市山田西4-2-43 吹田市立子育で 青少年拠点夢つながり未来館2階青少年相談電話 06-68 6-8534FAX 06-68 6-8532E-mail platroomsuita@city.suita.osaka.jp | 月曜日~土曜日 午前 10 時から 午後 8 時まで 日曜日・祝日 要予約 |

■労働問題や就労に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|---------------------------------------|
| 労働問題(法律)全般につい て相談したい | 吹田市立勤労者会館(アスワーク吹田)(吹田市昭和町12-1)勤労者のための夜間労働(法律)相談電話 06-6382-9101(予約制)FAX 06-6382-9099 | 第2金曜日 午後5時30分 から午後8時 30分まで |
| 賃金や解雇、ハラスメント、 労災・社会保険などについ て相談をしたい | 地域経済振興室 (吹田市泉町I-3-40) 労働相談 電話 06-6384-I365 FAX 06-6384-I292 E-mail s_roudou@city.suita.osaka.jp | 水曜日 午後1時から 午後4時まで |
| ・いろんな問題や悩みを抱えているため働けない・就職に関する情報の提供や職業紹介、サポートなどをしてほしい | 吹田市地域就労支援岸部センター (吹田市岸部中1-22-2 交流活動館内) 就労支援相談電話 06-6388-5791FAX 06-6388-5611 | 月〜金曜日 午前9時から 午後5時まで |
| など | JOBナビすいた相談コーナー 電話 06-6 70-6 25 FAX 06-6 70-6800 吹田市無料職業紹介所 (吹田市昭和町 2- 勤労者会館内) 電話 06-6 70-8972 FAX 06-6 70-6800 | 月〜金曜日 第 土曜日 午前 時から 午後7時まで |
| ニート・ひきこもりのため、 就労や自立について悩んだ り、生活に不安がある | 地域経済振興室 (吹田市泉町I-3-40) ニート・ひきこもり就労相談 電話 06-6384-I365(予約制) FAX 06-6384-I292 E-mail s_roudou@city.suita.osaka.jp | 第4火曜日 午後2時から 午後5時まで |
| 障がいがあり、就労や就労 に向けた訓練、職場定着な どについての相談や援助を 受けたい | すいた障がい者就業・生活支援センター(吹田市高浜町7-7 ぷくぷくサポートoffice)障がい者就労相談電話 06-63 7-3749FAX 06-4867-3030 | 平日 午前10時から 午後5時まで |

■人権問題や権利擁護、消費生活に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|--|---|--|
| 高齢者の虐待防止、成年 後見制度の利用などにつ いて相談したい ・ 65歳以上の方とそのご 家族の方が対象 | 各地域包括支援センター(市内I5か所) 介護や高齢者福祉の総合相談 ※各支援センターの連絡先は54ページ | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| 日常生活自立支援事業 (日常的な金銭管理の支 援等)について相談した い | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 (吹田市出口町19-2) 日常生活自立支援事業 電話 06-6339-5700 FAX 06-6170-5800 E-mail suisyakyo@mua.biglobe.ne.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・地域、職場・学校などで差別やハラスメントを受けている・インターネットやSNSでの誹謗中傷に悩んでいる・自分の性に悩んでいるなど | 人権政策室 (吹田市泉町I-3-40) 人権擁護委員による人権相談 電話 06-6384-I5I3(予約制) FAX 06-6368-7345 E-mail jin_kent@city.suita.osaka.jp | 木曜日(第5木曜日は除く) 年前9時30分 から午前日時 まで |
| 人権侵害などの人権問題 について相談したい | 一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会(吹田市岸部中I-22-2 交流活動館内)人権ケースワーク電話 06-6388-5504FAX 06-6388-5611 | 平日 午前9時から 午後5時まで |

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|-------------------|-------------------------------------|---------------------|
| ・女性の方で、自分自身 | 男女共同参画センター<デュオ> | |
| のことや夫婦、子ども | (吹田市出口町2-1) | |
| のことについて悩んで | | 月・金曜日 |
| いる | | 午前10時から 午後4時まで |
| ・離婚や相続などの法律 | ◇女性のための電話相談 | 水曜日 |
| に関することについて | 直通電話 06-6337-3338 | 午前10時から 午後8時まで |
| 相談したい など | | 土曜日 |
| | | 午後 時から 午後5時まで |
| | ◇女性のための悩み相談室 | 第1·4火曜日 |
| | 「ウィメンズルーム」 | 第2·3土曜日 |
| | 電話 06-6388-1454(予約制) | 午前10時から |
| | FAX 06-6385-5411 | 午後2時45分 |
| | E-mail danjyo_c@city.suita.osaka.jp | まで |
| | ◇女性のための法律相談 | 第2土曜日 |
| | 電話 06-6388-1454(予約制) | 午後1時30分 |
| | FAX 06-6385-5411 | から午後5時 |
| | E-mail danjyo_c@city.suita.osaka.jp | まで |
| ・配偶者やパートナーか | すいたストップDVステーション | 平日 |
| らの暴力(DV)に悩ん | (DV相談室) | 午前9時から |
| でいる | 電話 06-63 0-7 3 | 午後5時30分 |
| ・DVから逃れたい など | | まで |
| ,4 C | (吹田市出口町2-1) | 第 ~4木曜日 |
| | (矢田中山口町2-1) 女性のためのDV相談 | 年前 10 時から |
| | 電話 06-6388-1454(予約制) | 午後2時45分 |
| | FAX 06-6385-5411 | T 仮 2 切 + 3 カ まで |
| | E-mail danjyo_c@city.suita.osaka.jp | |
| 契約やお買い物のトラブ | 消費生活センター | |
| ル、悪質商法、架空請求等 | (吹田市朝日町3-203 さんくす3番館2階) | |
| について相談したい | 消費生活相談 | 平日 |
| | 電話 06-63 9- 000(相談専用) | 午前9時から |
| | FAX 06-6319-1500 | 午後5時まで |
| | E-mail syouhi@city.suita.osaka.jp | |
| ・相続や贈与の問題につ | 市民総務室 | |
| いて専門的な相談を受 | (吹田市泉町1-3-40) | 火・金曜日 |
| けたい | 弁護士による法律相談 | 午後1時から |
| ・夫婦・男女間の問題に | 電話 06-6385-8181(予約制) | 午後4時30分 |
| ついて専門的な相談を | FAX 06-6385-8300 | まで |
| 受けたい | E-mail ko_sodan@city.suita.osaka.jp | |

■住まいに関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|---|-------------------------------|
| 市営住宅に入居したい | 住宅政策室 (吹田市泉町I-3-40) 電話 06-6384-1923 FAX 06-6368-9902 E-mail jutaksei@city.suita.osaka.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・住まいについて相談したい ・リフォーム見積チェック サービスを利用したい | 住まいるダイヤル (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター) (東京都千代田区九段北四丁目1番7号 九段センタービル3階) 電話 0570-016-100 03-3556-5147 | 平日 午前10時から 午後5時まで |
| 空き家について相談した い(空き家のワンストッ プ相談窓口) | 大阪の空き家コールセンター(一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会)(大阪市中央区安土町-丁目4番 号 エンパイヤビル3階)電話 06-62 0-98 4 | 平日 午前10時から 午後4時まで |

■地域福祉活動に関すること

| 相談したいこと | 相談先 | 受付日時など |
|---|--|---|
| ・ボランティアをしたい ・ボランティアを依頼し たい など | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 (吹田市出口町19-2) ボランティアセンター 電話 06-6339-1210 FAX 06-6170-5800 E-mail suisyakyo@mua.biglobe.ne.jp | 平日 午前9時から 午後5時30分 まで |
| ・ボランティアを始めたい・ボランティアに関する情報を知りたい・市民公益活動団体を運営したいなど | 吹田市立市民公益活動センター (ラコルタ) 吹田市津雲台I-2-I 千里ニュータウンプラザ6階 市民公益活動相談 電話 06-6155-3167 FAX 06-6833-9851 E-mail info@suita-koueki.org | 火~土曜日 午前9時30分 から午後9時 30分まで 日曜日・祝日 午前9時30分 から午後5時 30分まで |

高齢者の方の日常生活での困りごとや、もっと元気になるための相談も地域包括支援センターへ! あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター (2022年4月1日予定)

| のはに切め仕まいの地域を担当9 る地域包 名称 (所在地・連絡先) | 旧文版 ピンラー (2022 年 4 月 1 日 7 足) 担当地域 | |
|---|--|--|
| 吹一・吹六地域包括支援センター | 寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町 | |
| 内本町2-2-12 内本町コミュニティセンター内 | 内本町・元町・朝日町・清和園町 | |
| TEL 06-6317-5461/FAX 06-6317-5469 | | |
| | 南清和園町・川岸町 | |
| 吹三・東地域包括支援センター | 高浜町・南高浜町・昭和町・高城町 | |
| 幸町 22-5 ハピネスさんあい内 | 末広町・日の出町・川園町・吹東町 | |
| TEL 06-4860-8338/FAX 06-4860-8233 | 幸町・南正雀・平松町・目俵町 | |
| 片山地域包括支援センター | 片山町・原町 2・出口町・藤が丘町 | |
| 山手町1-1-1 高寿園内 | 朝日が丘町・上山手町・天道町・山手町 | |
| TEL 06-6310-7112 / FAX 06-6310-7115 | | |
| 岸部地域包括支援センター | 原町 1、3、4・岸部南・岸部中 | |
| 岸部北1-24-2 ウエルハウス協和内 | 岸部北・芝田町・岸部新町 | |
| TEL 06-6310-8626 / FAX 06-6310-8627 | 714110 701 3 714177 3 | |
| 南吹田地域包括支援センター | 泉町・西の庄町・金田町・南金田・南吹田 | |
| 穂波町 21 – 23 – 103 | | |
| TEL 06-6155-5114/FAX 06-6155-5663 | | |
| 豊津・江坂地域包括支援センター | 垂水町・江坂町 1~4・豊津町 | |
| TEL 06-6310-9705/FAX 06-6368-6005 | 江の木町・芳野町・広芝町 | |
| | | |
| 千里山東・佐井寺地域包括支援センター | 千里山霧が丘・千里山星が丘・千里山虹が丘 | |
| 千里山高塚 2-11 | 千里山月が丘・千里山東・千里山松が丘・竹谷町 | |
| TEL 06-6386-5455 / FAX 06-6386-5477 | 佐井寺南が丘・佐井寺・千里山高塚 | |
| 千里山西地域包括支援センター | 千里山西・春日・千里山竹園 | |
| 千里山西 1-41-15 コート千里山 3 | 円山町・江坂町 5 | |
| TEL 06-6310-8060 / FAX 06-6310-8561 | | |
| 亥の子谷地域包括支援センター | 五月が丘西・五月が丘南・山田東 1 | |
| 山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内 | 山田西 1・山田南・五月が丘東 | |
| TEL 06-4864-8551 / FAX 06-6170-3939 | 五月が丘北 | |
| 山田地域包括支援センター | | |
| 山田東 2-31-5 グループホームたんぽぽ内 | 山田東 2~4・山田西 2~4・山田北 | |
| TEL 06-6155-5089 / FAX 06-6155-5527 | | |
| 千里丘地域包括支援センター | 樫切山・山田市場・尺谷・千里丘上・千里丘中 | |
| 長野東 12-32 ケア 21 千里丘内 | 千里丘下・千里丘西・千里丘北・長野東・長野西 | |
| TEL 06-6876-5021 / FAX 06-6875-5621 | 新芦屋上・新芦屋下・清水・青葉丘南・青葉丘北 | |
| 桃山台・竹見台地域包括支援センター 津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5 階 | 津雲台 1・桃山台・竹見台 | |
| 洋芸台1-2-1 十里二ユーダワンプラリ5階 TEL 06-6873-8870/FAX 06-6873-8871 | 洋芸ロエ・桃山ロ・竹兄ロ | |
| 佐竹台・高野台地域包括支援センター | | |
| 佐竹台 2-3-1 青藍荘内 | 佐竹台・高野台 | |
| TEL 06-6871-2203/FAX 06-6871-2380 | | |
| 古江台・青山台地域包括支援センター | | |
| 古江台 3-9-3 シャロン千里内 | 古江台・青山台 | |
| TEL 06-6872-0507/FAX 06-6872-0503 | | |
| 津雲台・藤白台地域包括支援センター | 津雲台 2~7・藤白台・上山田 | |
| 津雲台4-7-2 介護老人保健施設つくも内 | 洋芸ロ 2~/・豚ロロ・エ山田 千里万博公園・山田丘 | |
| TEL 06-7654-5350 / FAX 06-7654-5267 | | |
| 甘わ叫此子与七十歩ところ | | |
| 基幹型地域包括支援センター | | |
| 参軒空地域包括支援センター 泉町1-3-40 吹田市役所内 TEL 06-6384-1375/FAX 06-6368-7348 | 上記 15 か所のセンターの総合調整、後方支援 | |

障がい福祉サービスの利用や障がい者(児)に関する相談、各申請受付(一部の種類の申請は障がい福祉室のみ) あなたのお住まいの地域を担当する障がい者相談支援センター (2022年4月1日予定)

| 名称(所在地・連絡先) 担当地域 | | |
|---|---|--|
| 内本町障がい者相談支援センター 内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内 TEL 06-6319-9832/FAX 06-6319-9833 | JR以南地域(目俵町・元町・南清和園町・南高浜町・芝田町・平松町・吹東町・寿町・昭和町・南正雀・川園町・幸町・朝日町・高城町・高浜町・中の島町・西御旅町・内本町・末広町・ | |
| 片山・岸部障がい者相談支援センター 岸部中 1-28-10-1F TEL 06-6310-1672/FAX 06-6310-1673 | 清和園町・東御旅町・日の出町・川岸町) 片山・岸部地域 (片山町・出口町・山手町・上 山手町・原町・天道町・朝日が丘町・藤が丘町・ 岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町・芝田町) | |
| 豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター 吹田市豊津町 2-1 TEL 06-6386-3700/FAX 06-6386-3701 | 豊津・江坂・南吹田地域泉町・西の庄町・穂波町・南吹田・金田町・南金田・垂水町・豊津町・芳野町・広芝町・江の木町・江坂町1~4丁目) | |
| 千里山・佐井寺障がい者相談センター 千里山東 2 – 20 – 4 TEL 06-6170-1785 / FAX 06-6170-1786 | 千里山・佐井寺地域(千里山西・千里山竹園・千里山高塚・千里山月が丘・千里山松が丘・千里山霧が丘・千里山星が丘・千里山虹が丘・千里山東・佐井寺・佐井寺南が丘・竹谷町・春日・円山町・江坂町5丁目) | |
| 亥の子谷障がい者相談支援センター 山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内 TEL 06-6170-5136/FAX 06-6170-3939 | 山田・千里丘地域(青葉丘・樫切山・五月が 丘・清水・尺谷・新芦屋・千里丘・長野・山 田市場・山田北・山田西・山田東・山田南) | |
| 千里二ュータウン障がい者相談支援センター 津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5 F TEL 06-6873-8850/FAX 06-6873-8860 | 千里二ユータウン地域(青山台・藤白台・上山田・千里万博公園・山田丘・津雲台・高野台・古江台・竹見台・佐竹台・桃山台) | |

用語集

[L]

LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst (分かりやすく読みやすい)」の略で、「LLブック」とは、 読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。

[W]

Wリボンプロジェクト

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を旗印に、「暴力のない安心安全のまち、すいた」をめざした取り組みで、DV や児童虐待に係る講座等の開催や啓発活動を行っている。また、WリボンマークのピンバッジであるWリボンバッジを販売し、「あなたはひとりではない、STOP Violence」というメッセージを伝えている。

「かヿ

ケアマネジャー

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス 又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの 連絡・調整、介護サービス計画 (ケアプラン) の作成などを行う専門職。

「た]

デイジー図書

「デイジー (DAISY)」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚の CD に50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。

[6]

療育

障がいのある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障がいに応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

第4次吹田市地域福祉計画 別冊資料

発行年月 2022年3月

癸 行 吹田市

編 集 吹田市 福祉部 福祉総務室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話:06-6384-1231(代表)

E-mail:fuksomu@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,400部発行し、1部あたり330円です。

